

大谷學報

第六十八卷 第二号

昭和六十三年九月三十日発行

彙報	昭和六十二年 特別研修員研究発表要旨	人間キルピネンと彼の歌曲芸術に おける基本的スタイル	ハーバート・スペンサーの 哲学と進化論	心不相応行の大乗アビダルマ的分析	無限と超越についての試論	亀報恩説話の展開
報	特別研修員研究発表要旨	豊住 征子	築山 修道	吉元 信行	西井 元昭	堅田 修
報	特別研修員研究発表要旨	(59)	(45)	(29)	(14)	(1)
報	特別研修員研究発表要旨	(74)				
報	特別研修員研究発表要旨	(96)				

大 谷 大 学

大 谷 学 会

東本願寺中国布教史の基礎的研究	木場明祥
「私」の現象学的究明のための覚書	桂華淳
北朝末隋初における襄陽と仏教	池上哲司
敦煌資料と高山寺『西遊記』第十七章の類似点	大内文雄
ラスキンの芸術教育論——芸術と道德の關係についての考察——	Victor H. Mair
マシユー・アーノルドの宗教観	佐々木正昭
—— <i>Culture and Anarchy</i> から <i>Literature and Dogma</i> への展開——	村瀬順子
ウォー、グリーンと宗教(1)	鈴木繁一
オックスフォード運動の文学への貢献—— <i>John Keble</i> の場合——	内藤史朗
「オックスフォード運動」の意義	多田稔
The Theravāda Version of Dharmavāda	Y. Karunadasa
The Appeals of Asian Religion in Modern America:	
Myths and Realities	Carl Jackson
The Lotus and Vajra Meditation of Tendai Buddhism	
——The Use of Madhyamika in Tendai Tantric Ritual——	M. R. Saso

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES)

CONTENTS

Articles :

The Development of Buddhist Legends*Osamu Katata* (1)
—concerning on the Stories of
Turtles' Repaying Indebtedness—

L'Infini et la Transcendance*Motoaki Nishii* (14)

Abhidharmic Analysis of *citta-viprayukta-saṃskāra*
in Mahāyāna Buddhism*Shingyo Yoshimoto* (29)

H. Spencer's Philosophy and Evolution Theory ...*Shudo Tsukiyama* (45)

Der Mensch Yrjö Kilpinen und sein
grundsätzlicher Stil in der Liedkunst*Masako Toyosumi* (59)

Resumés of Papers of presented in 1987
by Special Research Fellows..... (74)

Miscellaneous :

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY
OTANI UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

大谷学会規程

第一条 大谷大学に大谷学会を置く。

第二条 本会は真宗学・仏教学・哲学・社会学・史学・文学、その他の學術研究と発表をおこなうことを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するため、左の事業をおこなう。

一、季刊「大谷学報」の発行
二、「大谷大学研究年報」の発行
三、研究会及び公開講演会の開催
四、その他必要なる事業

第四条 1、本会は大谷大学大学院・文学部並びに短期大学のすべての教育職員及び学生をもって会員とする。
2、前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認されたものは、会員となることができる。

第五条 本会に左の役員を置く。

一、会長
二、委員
三、監事

第六条 会長には大谷大学学長が当り、会務を統理する。

第七条 1、委員は十名とし、教授会において互選する。

2、委員は企画・編集・出版等の会務を掌理する。
3、委員の任期は二年とする。但し再任をさまたげない。

第八条 1、監事は二名とし、教授会において互選する。任期は二年とする。
2、監事は本会の会計を監査する。

第九条 会員は本会の出版物にその研究を発表し、「大谷学報」並びに「大谷大学研究年報」の配布を受け、本会主催の会合に出席することができる。

第一〇条 会員の会費は年額金四千元とする。但し、学生会員は貳千円とする。
第一一条 1、本会の経費は会費をもつてこれに当てる。
2、本会の必要経費については、助成金を受けることができる。

第十二条 本会の事務は、教務課の所管とする。

第十三条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

附則 1、この規程は昭和五十六年四月一日から施行する。

2、昭和三十七年四月一日施行の「大谷学会会則」はこれを廃止する。
大谷学会役員

委員 大竹 鑑 片岡 了

日下部有信 多田 稔

田中圭治郎 寺川 俊昭

長崎 法潤 名畑 崇

藤田 昭彦 箕浦 恵了

昭和六十三年九月三十日発行

大谷学会

編集兼 福島 光哉

発行者 西村 明

印刷者 西村 明

京都市北区小山上総町

大谷大学内

発行所 大谷学会

振替 京都 四一八三九三番

電話 〇七五 四三三三三三番

郵便番号 六〇〇三